

会 議 録

付属機関又は会議体の名称		池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会（第2回）
事務局（担当課）		保健福祉部 福祉総務課 都市整備部 都市開発課
開催日時		平成22年11月24日（水） 午前10時00分～午後12時00分
開催場所		豊島区立勤労福祉会館 6F 大会議室
出席者	委員	佐藤克志（委員長）、大森宣暁（副委員長）、国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長、豊島区高齢者クラブ連合会 会長（代理出席）、住民部会代表（4名）、池袋警察署 交通課長（代理出席）、目白警察署 交通課長、国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長（代理出席）、東京都 第四建設事務所 管理課長（代理出席）、東京都 第四建設事務所 補修課長、東日本旅客鉄道（株）東京支社 総務部 企画室 企画調整課長（代理出席）、西武鉄道（株）計画管理部 計画課 マネージャー、東武鉄道（株）鉄道事業本部 工務部 建築課長（代理出席）、東武鉄道（株）鉄道事業本部 東上業務部 営業課長、東京地下鉄（株）鉄道本部 鉄道統括部 渉外・工事調整担当課長（代理出席）、（財）東京タクシーセンター 調査管理部 施設管理課 課長、（株）東武百貨店 安全管理部 施設管理担当 マネージャー、東武ビルマネジメント（株）流通事業本部 SC事業第二部 マネージャー、（株）そごう・西武 施設管理担当 担当部長、（株）そごう・西武 西武池袋本店 総務部長、（株）池袋ショッピングパーク 総務部 部付部長、（株）パルコ 池袋店 総務課長、豊島区 都市整備部長、政策経営部 企画課長、総務部 防災課長、施設管理部 施設課長、文化商工部 文化観光課長、都市整備部 都市計画課長、建築指導課課長、土木部 道路管理課長、道路整備課長、公園緑地課長
	事務局	保健福祉部 福祉総務課長、都市整備部 都市開発課長
公開の可否		公開
非公開・一部公開の場合は、その理由		

会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none">1. 開 会2. 委員長挨拶3. 協議会委員の変更と会議の運営について4. 議事<ol style="list-style-type: none">(1) バリアフリー基本構想策定の流れについて (資料1)(2) 住民部会・事業者部会の活動報告について (資料2)(3) バリアフリー基本構想 (素案) について (資料3)(4) 特定事業の検討について (資料4)5. その他6. 閉 会
---------	---

審 議 経 過

■委員長挨拶

- ・ 第一回協議会は一年近く前、今年度一月に開催した。その第一回協議会では、バリアフリー法に基づき基本構想を策定するにあたって、池袋駅周辺を重点的に検討していくことをご確認頂いた。
- ・ その後、その方向性に基づき、一般市民の方にご参加頂いた住民部会において、池袋駅周辺の課題等について協議した。また、これと並行して、鉄道事業者をはじめとする関係事業者にご参加頂いた事業者部会を組織し、それぞれの立場から議論を進めてきた。
- ・ 本日は、これらの議論を踏まえ事務局で作成した基本構想及び特定事業の素案について、色々ご意見を頂きたい。様々な立場の違いはあるが、池袋駅周辺でにおける、住みよい、安心安全のまちづくりを進めていく上での前向きな議論をして頂きたい。

■議 事

1) 資料1、資料2について

【事務局】

(資料1「バリアフリー基本構想策定の流れについて」説明)

(資料2「住民部会・事業者部会の活動報告について」説明)

【佐藤委員長】

- ・ 本日は住民部会の代表者にご参加頂いている。補足があれば、各3分ずつ程度でご意見を頂きたい。

【住民部会代表】

- ・ 点字ブロックは統一されたものでなければ困る。住民部会で池袋駅の中を歩いてみたところ、小判型の誘導ブロックが使われている所があり、警告ブロックとの区別がつきにくく分かりづらかった。
- ・ 事業者ごとに誘導ブロックを敷設しているため、鍵型に曲がっている箇所があるが、危険なところがあり非常に困った。真直ぐであれば歩きやすい。
- ・ 壁の近くに敷かれた誘導ブロックは、壁際に設置されたコインロッカーやお店、待ち合わせの人々により、事実上使えないことがある。コインロッカーの開いたドアにぶつかることがあり危険なため、今後の改善時には考慮して頂きたい。
- ・ 西口ではエレベーターへの誘導が分かりにくいという意見があった。
- ・ 国の方針としては、エスカレーターへは誘導しないことになっているが、現状ではエスカレーターを使わなければまちを歩けないため、改善の余地があるかと思う。
- ・ 駅のホームに可動式ホーム柵を設置してほしい。一人歩きをする全盲者の90%以上が転落した経験がある。少なくとも、ホーム中央に誘導ブロックを敷設すれば、階段へ

審 議 経 過

の誘導がスムーズで、横にそれなくて良いと思う。

- ・今後、誘導ブロックを敷設する際には、視覚障害者と話し合いの上で行ってほしい。改札では音のサインと誘導ブロックを組み合わせてもらいたい。

【住民部会代表】

- ・聴覚障害者にとって一番困ることは、文字情報が足りないことである。見て分かることが聴覚障害者の安心につながるので、文字の電光掲示板等を増やしてほしい。特に、地震などの災害時には大切である。
- ・主なコミュニケーション方法は手話なので、一般の方に少しでも手話を覚えて頂ければありがたい。

【住民部会代表】

- ・車いす利用者の立場からみると、移動に関するバリアはごく一部が解消されたにすぎない。例えば、六つ又交差点の細い歩道は最悪の状態、人がすれ違うことができないほど幅員が狭く、段差があり、車いすだけでなくベビーカー利用者にとっても大変と思われるので、歩道を広げて段差を出来る限り解消し、通りやすくしてほしい。このように、改善が置き去りにされている箇所がまだある。
- ・パルコでは、これまで1台だった車いす対応エレベーターを、増やしており良いことである。車いす対応エレベーターは内部正面に鏡が設置されており、正面から乗車しても鏡を見ながらバックで降車することができるものである。豊島区はバリアフリーのまちを目指して取り組んでいるので、百貨店においても全てのエレベーターを車いす対応に変えてほしい。例えば、メトロポリタンプラザのエレベーターでは、車いす利用者や小さな子どもでは手が届かない位置にボタンがあるので、エレベーター内部の横の部分に車いす用のボタンを設置してほしい。
- ・エレベーターの不足とも関連しているが、池袋駅は案内サインが分かりにくく、迷路のようで迷ってしまう。先日、ISP 地下駐車場を単独で利用してみたが、駐車場から近くのエレベーターを探せなかった。パルコに行くために、西武線の方のエレベーターまで行って地上に出て、地上からパルコに入った。帰る時は警備員にルートをたずねたが、警備員も知らなかった。結局、一度外に出て、タカセ前のエレベーターから地下に降りた。

【住民部会代表】

- ・軽度の知的障害者の中には字が読める方もいるが、漢字は読めないため、看板やサインにふりがなをふって頂ければ、本人も理解できる。
- ・重度の方は、保護者またはヘルパーの方が付き添い共に行動する。重度の方は動きが激しく、経路が複雑だと付き添う方が疲れてしまうので、分かりやすい経路が望まし

審 議 経 過

い。

- ・重度の方の中には車いすで移動する方もいる。段差のある所で、車いすの前輪が小さいため引っ掛かり、付添い者共々転倒したことがある。僅かな段差でも乗り越えるのが大変であり危険である。段差を車いすで乗り上げるには力があるので、何度も段差があると、保護者など高齢の付添い者にとってはかなりの重労働にある。視覚障害者に必要な段差と車いすの通行しやすさについて研究して頂き、改善してほしい。
- ・地下通路の音声案内は、周囲の騒音もあり聞き取りにくい。はっきり、ゆっくりとした、落ち着いた口調の音声であれば聞きやすいのではないか。知的障害者には高い音が苦手な人がいるので配慮してほしい。
- ・サインは事業者ごとに異なっていて分かりにくい。統一してほしい旨を合同部会で要望したところ、難しいとの回答だったが、せめて地下通路については統一してほしい。知的障害者は思い込みが激しいため、例えば事業者によりサインの色が異なると覚えられない。
- ・地下通路の大きな案内板については、初めて来た人でも現在地と行きたい方向がはっきりと分かるように工夫してほしい。

【委員】

- ・豊島区が、高齢者、障害者、子どもまで幅広く対象とした、安心安全の人づくり・まちづくりを目指して「セーフコミュニティ」の認証取得を目指していることについて、非常に心強く感じている。
- ・高齢者クラブでは、奉仕活動に取り組んでおり、「ひと声かけ運動」をすでに実践している。手話なども勉強し取り入れていきたい。
- ・高齢者自身が高齢化社会を支える時代になってきた。ちょっとした段差で転んで寝たきりになるケースも非常に増えている。区とも協力しながら、健康でいられるよう行動していきたい。

2) 資料3について

【佐藤委員長】

- ・基本構想の名称は前回までの「池袋駅地区交通バリアフリー基本構想」から「交通」を削除し、「池袋駅地区バリアフリー基本構想」に変更している。基づく法律がバリアフリー法（略称）であり、広い概念で池袋駅地区のバリアフリーを考えてみようというものである。

【事務局】

(資料3「バリアフリー基本構想(素案)について」説明)

審 議 経 過

【佐藤委員長】

- ・池袋駅地区バリアフリー基本構想の中核をなす、重点整備地区の設定範囲、生活関連施設の設定方法、生活関連経路の設定方法について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。これらについては本日の協議会で確定し、今後は具体的な事業計画の検討に入っていく。
- ・生活関連経路を設定する際に、生活関連経路と各生活関連施設の主たる入口（各鉄道事業者の改札口や、商業施設の主な出入口）とのつなぎ部分についても経路設定がされていると考えてよいのか。

【事務局】

- ・考慮されている。

【委員】

- ・p32 の生活関連経路について私どもの対策としては、エレベーターの新設に伴い、主要出入り口やエレベーターへの誘導ブロックの敷設を提案しているが、これは地下通路の「三号公道」を対象に計画しており、「三号補助公道」については予定がないので、ご認識頂きたい。

【佐藤委員長】

- ・生活関連経路は誘導ブロックの問題だけでなく、幅員や段差なども含めたものである。この件については、個別に協議させて頂きたい。

【委員】

- ・p36 の説明で、「短期・中期の実施期間」という話が突然出てきたが、この基本構想の計画スパンや短期・中期の設定はどこかで示されているのか。
- ・本基本構想の最初の部分で、どのくらいの期間で計画しているのか設定したらどうか。

【事務局】

- ・実施期間については、資料4-p5 の特定事業の検討の中で考え方を整理している。

【佐藤委員長】

- ・バリアフリー基本構想では、個別の特定事業について目標年次を設定するものと理解している。先ほどの資料説明では特定事業の部分を省いたため、混乱を招いたかと思う。全体構成の中で適切な箇所に目標年次の設定について入れてほしい。

【委員】

- ・p31 の地図で、ビックリガードやWEロードは「準生活関連経路」となっている。p28

審 議 経 過

で「準生活関連経路」は「地域の状況等により整備が難しいと思われる箇所…」と位置づけられているが、拡幅等構造的に手を加えれば、スロープのつけ方によってはバリアフリー経路として有効だと思う。なぜ位置づけが格下げになっているのか。

【事務局】

- ・構造的に基準に対応した勾配とするのは非常に厳しい箇所である。構造的に手を加えれば可能ではあるが、今回の計画では短・中期での整備を目指していることから対応が難しい。しかしながら、基本構想としてその重要性を認識していることから、「準生活関連経路」として位置付けている。(事務局)

【委員】

- ・ビックリガードの南側歩道はなぜ「生活関連経路」に設定されていないのか。

【事務局】

- ・経路を結ぶべき「生活関連施設」がないためである。

【住民部会代表】

- ・新庁舎への経路はグリーン大通りしか設定されていないが、ビックリガード～東通りのルートも考えられるのではないかと。西口や南口から新庁舎に向かう場合は、ビックリガード～東通りのルートを利用する率が高いのではないかと。
- ・ビックリガードの歩道の勾配は急である。勾配をもっと緩くすることができるのではないかと。東口在住だが、勤労福祉会館に行く時などによく利用する。

【事務局】

- ・新庁舎は平成 26 年度に完成し、27 年度に移転する予定で、再開発事業の区域内及び周辺の道路については当然バリアフリー化に対応する予定である。また、グリーン大通りから新庁舎に至る経路については、隣接する環状 5 の 1 号線の整備と併せてバリアフリー化する予定である。ビックリガードからのルートは現状では歩道がなく、生活関連経路に設定してもバリアフリー化への対応が難しい。対応するべきとの認識はあるが、現段階ではこの経路で設定させて頂き、順次対策を講じていきたい。

【佐藤委員長】

- ・新庁舎移転後に経路の見直しを行うことも可能である。現段階では、お示しした経路でいたしかたないと考える。

審 議 経 過

3) 資料4について

【佐藤委員長】

- ・資料4の特定事業についてはこの場で決定するものではない。本日はこのような形で検討している旨をご報告させて頂き、今後個別に協議しながらまとめていく予定である。

【事務局】

(資料4「特定事業の検討について」説明)

【佐藤委員長】

- ・資料では、事業計画を立てる際の共通事項である「基本整備方針」と、個別の事業者が進めるべき「特定事業」を整理している。本基本構想において池袋駅を対象とするにあたり、この「基本整備方針」はかなり重要な意味をもってくる。池袋駅では多くの事業者が関わっており、個別の対応だけでは移動の連続性を確保することが難しい場合もあるため、連携が必要な事項について共通事項として方針を設定する必要がある。逆に、基本整備方針がないと本基本構想の意味が薄れてしまう。基本整備方針をご理解頂いた上で、特定事業を展開していきたい。

【大森副委員長】

- ・実施時期が「長期」のところが多く見受けられるが、連携の機運が高まっているうちに、できる限り早期に連携の検討の場を設けて進めてほしい。

【委員】

- ・資料3-p28で、生活関連経路は「車いすでの移動が可能な経路」とされているが、誘導ブロックを敷設すべき経路という意味ではないと認識してよいのか。百貨店の出入口部分に設定された生活関連経路をどのように考えればよいのか。

【事務局】

- ・生活関連経路は、歩行者及び車いすで円滑に移動ができるものとしている。誘導ブロックを敷設するかどうかについては特定事業の内容であり、該当する事業者には個別に相談させて頂いている。

【委員】

- ・交通安全特定事業には目白警察署の管轄も含まれているが(p20-③)、リストアップされていない。

審 議 経 過

【事務局】

- ・修正する。

【住民部会代表】

- ・特定事業を実施するに当たり、当事者はどこで参加できるのか。

【佐藤委員長】

- ・各事業者の事業については、個別にまかされている部分もあるが、特に区の施設整備等の事業について、検討・整備のプロセスにおけるユーザーの参加を今後検討する可能性があるのか。

【事務局】

- ・スパイラルアップの段階で実施する年1回の協議会等の場を活用してご意見を賜りたい。特定事業については各事業者の責任のもとで進めて頂くことになる。区では、例えば西口駅前広場の整備の際に、当事者の方々に参加頂いた経緯があり、特定事業についても同様に、ご意見を頂きながら計画を進めていきたいと基本的には考えている。具体的な機会については、今後検討させて頂きたい。

【佐藤委員長】

- ・全ての特定事業での対応は現実問題として難しいが、少なくとも区の事業については積極的に取り組んでほしい。

【大森副委員長】

- ・今後ますます、安心・安全なまちが重視される時代になることから、バリアフリー化されていないまちには、住む人も訪れる人も来なくなるだろう。真に安心・安全に移動ができ、活動に参加できるまちをつくるという意識を皆さんに持って頂き、取り組んでほしい。

■その他

【委員】

- ・エスコートゾーン設置等の関連から、第3回協議会には警視庁本部（交通規制課都市交通管理室）からも出席させて頂きたい。

【佐藤委員長】

- ・ぜひ参加して頂きたい。

審 議 経 過

【佐藤委員長・事務局】

- ・資料3、資料4の具体的な内容について、後ほど各自で読んで頂き、12/10までに個別にご意見を頂きたい。第3回協議会は1月を予定しており、そこで基本構想案をお示しし、その案でパブリックコメントに諮る予定である。

【事務局】

- ・資料2、p8以降は参考資料のため、非公開とする。

以 上

会 議 の 結 果	
提出された資料等	資料1．バリアフリー基本構想策定の流れについて 資料2．住民部会・事業者部会の活動報告について 資料3．バリアフリー基本構想（素案）について 資料4．特定事業の検討について 参考資料．第2回池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿